

# 平成31年度久喜市立栗橋西小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

策定した学校基本方針については、学校ホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともにその内容を、必ず入学時、各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

### (2) いじめの禁止

全ての児童は、いじめを行ってはならない。(けんかやふざけあいであってもいじめが発生する場合もあるので、入念に事情調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまうことや、軽い言葉で傷つけたがすぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができたなど、「いじめ」という言葉を使わず指導する場合もあるので、柔軟な対応による対処も必要である。)

### (3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

## 2 学校におけるいじめの未然防止等の対策のための組織

学校におけるいじめを未然に防止するとともに、いじめの早期発見・早期対処を組織的に行うために生徒指導委員会を活用し、問題を抱えている児童の現状や指導について情報交換及び共通認識に基づいた共通行動についての話し合いを行う。また、いじめの発生時は、必要に応じて外部専門家を活用し対応に当たる。

### <構成員>

校長、教頭、教務主任、副教務、生徒指導主任、各学年担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、(教育活動指導員・教育相談員)

### <活動>

①いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)

- ②いじめ未然防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### 3 学校におけるいじめの未然防止等に関する措置

#### (1) いじめの未然防止

##### ①道徳教育の充実

- ・年間計画にそって道徳の授業を計画的に行い、道徳教育の充実を図り「思いやり」や「自他の生命の尊重」「公正公平」などの心を育てる。
- ・オープン参観に道徳の授業を公開し、道徳教育の保護者への啓発を図る。
- ・学校行事やふれあい活動を通して多くの人々とのかかわりを持ち、豊かな体験を重ねる。

##### ②教育相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

##### ア 教育相談員の活用

各教室を巡回し日頃から児童の観察をする。話しやすく相談しやすい相談室になるように努め、いじめや悩み等に限らず気軽に相談できるような雰囲気をつくる。

##### イ 教育相談日の設定

##### ③啓発活動

##### ア 人権作文・人権標語づくり

偏見や差別に気づき、差別をなくすための正しい判断力を育て、自分はどう行動すべきかを考えさせる。

##### イ 久喜市中学校サミット共同宣言の活用

## 第4回久喜市中学生サミット共同宣言



私たちは、久喜市の理想の中学校にするために次のことを行うことを誓います。

### 1 心のこもった「“愛”さつ」ができる学校

- ①態度で伝わるあいさつをします
- ②どんな人にも自分からあいさつをします
- ③自分がされてうれしいあいさつをします

### 2 いろいろな世代との交流を深め、自発的に地域に貢献できる学校

- ①小学校や幼稚園・保育園との関わりを大切にします
- ②地域の人との交流会などを計画し、積極的に実施します
- ③自発的に地域へのボランティアに参加します

### 3 思いやりをもってお互いの意見を尊重する学校

- ①互いの長所を知り、一人ひとりの意見を尊重します
- ②思いやりのある前向きな言葉であみだた学校にします
- ③いじめゼロの歌組を継続します

以上、3点の実行に力を注ぎ、私たちが理想とする中学校を創るために、生徒会が中心となり、生徒自らが考え、行動することを誓います。

平成29年8月21日

久喜市全中学校生徒会代表一同

#### ④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、いじめに対して効果的に対応できるように、必要な啓発活動を行う。

ア 各教科における情報教育の充実

イ 児童に対する情報セキュリティ学習（インターネットの危険性、携帯、スマホの安全な使い方）

ウ 教職員に対する情報モラル研修会の実施

エ 保護者を対象として情報セキュリティ研修会の実施

#### ⑤教職員研修

児童理解やいじめの防止に関する研修を計画的に実施し、教職員の資質向上に努める。また、児童に関する情報交換会を職員会議内に位置づけ、定期的を実施し、情報を共有し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりをする。

◇職員研修会（4月：いじめ防止基本方針の共通理解、8月：事例研修会

10月：指導者を招聘しての研修会、2月：記録の整理・引き継ぎ資料の作成)

## (2) いじめの早期発見のための措置

### ①いじめ調査の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する児童等に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・児童対象いじめアンケート調査年3回（6月、11月、2月）
- ・保護者対教育活動アンケート調査年2回（7月、12月）

### ②早期発見をするために、児童及び保護者への調査を行うとともに、以下の点に留意する。

- ・児童との信頼関係を築く
- ・保護者との信頼関係を築く
- ・必要に応じ、適宜、個人面談の機会を設ける。
- ・いじめに築けるよう教職員のアンテナを高くする
- ・人間関係を深め、良好な学級経営を行う
- ・教職員間の報告・連絡・相談を徹底し、連携・情報交換を行う

## (3) いじめに対する措置

### ①いじめの事実確認

- ・当事者双方の児童から聞き取り、事実の有無の確認を行い、いじめに関わる情報を適切に記録する。（いじめの有無の判断については、加害者と一定の人間関係にある被害者が、苦痛を感じている場合とする。）
- ・教職員全員が情報を共有し、事実を正確に把握する。（いじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。）
- ・指導の方針を決定し、教職員の共通理解を図る。（被害児童を徹底して守り通す。）

### ②いじめを受けた児童その保護者に対する支援

- ・身体的、精神的被害について適確に把握し、迅速に初期対応をする。
- ・休み時間や登校の際も教師による見回りをを行い、被害が継続しない体制を整える。
- ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- ・保護者へは、事実、状況、指導経過、指導方針などを連絡する。
- ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め、協力してもらう。

### ③いじめを行った児童に対する指導、又はその保護者に対する助言

- ・「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。
- ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。
- ・カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等関係諸機関との連携をとる。
- ・保護者へは、指導経過等を連絡し協力が得られるようにする。
- ・学校は、いじめられた児童を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。
- ・被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

#### ④所轄警察署との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、関係諸機関（教育委員会・幸手警察署等）と連携して対処する。

#### ⑤懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他のいじめ未然防止に関する措置。

- ・他の児童の心身の安全が保証されない等の恐れがある場合には、いじめ等調査委員会を開催し、教育委員会の指導の下、懲戒や出席停止等の措置を検討する。

### 4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはならない。「いじめ行為の解消」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が、満たされていることで「解消している」と見なす。ただし、これらの要件が満たされている状態が、3か月以上は継続していなければならない。解消の条件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### 5 重大事案への対処

積極的な生徒指導推進を心がけ、毎月並びに臨時的生徒指導委員会を実施している。しかし、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案については、校長の指導の元、生徒指導委員会を速やかに開催したり、いじめ等調査委員会を設置したりする。そして、窓口の一本化に努め、児童並びに保護者への不安を与えないように配慮するとともに、以下の手順で指導を進めていく。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。組織の構成員は、本校に設置している生徒指導委員に、事案の性質に応じた適切な専門家を加えたものを組織とする。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 調査結果の情報提供については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### 6 調査の結果報告

重大事態が発生したとき及び調査結果について、速やかに久喜市教育委員会に、その旨を報告する